

平成22年度税制改正関連情報(その2)

平成22年度税制改正は、既にご案内の通り現在政府税制調査会で連日検討が進められているところですが、

前号(第10号)では、各省庁から出された租税特別措置を中心とした改正要望についてご案内しましたが、ここにきて「要望がない項目」が税制改正検討事項として11月30日夕の税制調査会に提示されてきています。

資産税関連においても、改正された場合には大きな影響を及ぼすものが含まれているので、取り急ぎ項目をご案内します。

これらの項目の多くは、会計検査院の検査報告の中に制度の機能や効果の点から疑問視する指摘があったものであり、税制調査会の対応が注目されるところです。

平成22年度税制改正大綱は12月11日(金)発表の予定です。

(長掛栄一)

< 要望がない項目のうち個人資産税に関連するもの >

税	項目	検討内容(改正案)
相続税	定期金に関する権利の評価方法の見直し	給付事由が発生している定期金に関する権利の評価については、所要の経過措置を講じた上、解約返戻金相当額、一時金相当額、約定利率を基に算出した額にいずれか高い金額とする方法に見直すこととし、給付事由が発生していない定期金に関する権利の評価についても、これに準じてその評価方法を見直すこととする。
	障害者控除の見直し	計算式(6万円×70歳に達するまでの年数)のうち、平均寿命の延伸を踏まえ「70歳」を「85歳」見直す。
	小規模宅地等の課税の特例の見直し	<ol style="list-style-type: none"> 1. 相続人等が居住又は事業を継続しない宅地等についての軽減措置(現行:200㎡までは50%減額)を廃止する。 2. 一の宅地等について共同相続があった場合には、取得した者ごとに適用要件を判定する。 3. 一棟の建物の敷地のうちに特定居住用宅地等とそれ以外の用途の宅地等がある場合には、用途ごとに按分して計算する。 4. 特定居住用宅地等は、主として居住の用に供されていた一の宅地等に限ることを明確化する。
消費税	仕入控除税額の調整措置に係る適用の適正化	課税事業者を選択した上で、一定の資産の取得に係る消費税額につき仕入税額控除を行った事業者について、還付税額の調整措置の対象となるよう、当該資産の取得後3年間は事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する。 いわゆる自販機節税の封じ込めか